

令和 8 年度第 2 回 トライアル製品 募集案内

県内事業者の優れた新製品を県が「購入・利用・評価」し、販路開拓を強力サポート！

🕒 申込期限（第 2 回実施分）

令和 8 年 10 月 23 日（金）

※所定の申請書・関係書類をご提出ください

📅 選定審査会（プレゼン審査）

令和 8 年 11 月頃 開催予定

※申請者によるプレゼンテーションを原則実施

💡 トライアル発注 3 つのメリット

メリット 1

県のメディアで広く PR

新製品を県の登録簿に掲載し、公式 Web サイト等を通じて県内外へ広く周知します。

メリット 2

信頼の「公的受注実績」

「販売実績は？」との問いに答えられる「県からの受注実績」を作ります。

メリット 3

専門フィードバック

使用後の評価をフィードバックし製品のさらなるブラッシュアップに繋がります。

🎯 応募対象

【応募資格（事業者）】

- ・県内に事業所を有する事業者
- ・県内への進出協定等を締結した事業者（事業所設置が前提）

【対象となる製品等】

- ・対象区分： 物品、ソフトウェア、システム、技術
- ・発注限度額： 100 万円以内（消費税等含む）

📋 主な選定基準（全てを満たす必要あり）

- ・県内事業者が県内で自ら製造し、又は開発したものであること
- ・新規性及び独創性があること
- ・市場での流通が十分でないものの、今後の市場性が見込まれること
- ・技術高度化、経営効率向上、住民生活の利便増進のいずれかに寄与すること
- ・製品等に適用される法令等を遵守していること
- ・県が組織として使用可能であり、個人の好み等に馴染まない製品でないこと
- ・公共事業での使用が想定されるものではないこと
- ・過去の認定製品・従来の対象製品と同一および類似でないこと

🔄 トライアル発注の流れ

※選定・実施に関する工程は原則公開となります。

STEP 1

応募申請

申請書・書類提出

STEP 2

事前審査

基準適合確認

STEP 3

選定会議

プレゼン審査

STEP 4

登録簿掲載

24 ヶ月間 HP 掲載

STEP 5

発注・評価

予算内で発注・評価

🏢 申請・お問い合わせ先

鳥取県商工労働部 産業未来創造課(担当:野口)
〒680-8570 鳥取市東町 1 丁目 220(本庁舎 7 階)
TEL: 0857-26-7564 / FAX: 0857-26-8117
Email: sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp

📁 応募方法 & 様式 DL

所定の申請書に必要書類を添えてメール・郵送・持参にて提出。詳細・様式は Web へ：

<https://www.pref.tottori.lg.jp/trial/>